OCR入力用 ・この用紙はとじこまないでください。
・この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。

法

FB0206

別表一(二) 公益法人等(一般社団法人等を除く。)及び協同組合等の分……平二十五・四・一以後終了事業年度分

御注意

「法人税額の計算」の各欄は、次により記載することになりますので、御注意ください。

①総収入金額のうちに物品供給事業に係る収入金額の占める割合が50%超 公益法人等については、「28」から「30」までの各欄に記載します。協同組合等については、次の①からの③までの全てに該当する協同組合等にあっては「24」から「27」までの各欄に、上記以外の協同組合等にあっては「28」から「30」までの各欄に記載します。

②期末における組合員その他の構成員の数が50万人以上

③店舗にて行う物品供給事業に係る収入金額が年1,000億円以上

税務署受付印	平成　年　月　日 税務署長殿	所管 / 業種目 / 概況書 / 要否 / 別表等	※税務署処理欄
納税地	電話(　　)　－	事業種目	白色申告 / 一連番号
(フリガナ) 法人名		期末現在の出資金の額	円
		経理責任者自署押印	印
(フリガナ) 代表者自署押印	印	旧納税地及び旧法人名等	整理番号
代表者住所		添付書類	貸借対照表、損益計算書、損益金処分表、勘定科目内訳明細書、事業概況書、組織再編成に係る契約書等の写し、組織再編成に係る移転資産等の明細書	事業年度(至) 年 月 日
			売上金額 兆 十億 百万
			申告年月日 年 月 日
			申告区分 / 庁指定 / 局指定 / 指導等 / 区分
			通信日付印 / 確認印 / 省略 / 年 月 日
			直前事業年度処理 年 月 日

平成　年　月　日 事業年度分の 申告書 平成　年　月　日

翌年以降送付要否	要 ○	否 ○
適用額明細書提出の有無	有 ○	無 ○
税理士法第30条の書面提出有 ○	税理士法第33条の2の書面提出有 ○	

所得金額又は欠損金額(別表四「48の①」)	1	十億 百万 千 円	この申告による還付金額	所得税額等の還付金額(45)	12
法人税額(34)又は(37)	2			欠損金の繰戻しによる還付請求税額	13 外
法人税額の特別控除額(別表六(六)「27」+別表六(七)「16」+別表六(八)「19」+別表六(十)「23」+別表六(十一)「23」+別表六(十二)「22」+別表六(十三)「32」+別表六(十四)「24」+別表六(十五)「22」+別表六(十六)「25」+別表六(十七)「15」+別表六(十八)「16」+別表六(十九)「22」+別表六(二十)「13」+別表六(二十一)「24」+別表六(二十二)「12」)	3			計(12)+(13)	14 外
差引法人税額(2)−(3)	4		この申告が修正申告である場合	この申告前の 所得金額又は欠損金額	15
連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額	5			課税土地譲渡利益金額	16
土地譲渡利益金 課税土地譲渡利益金額(別表三(二)「24」+別表三(二の二)「25」+別表三(三)「20」)	6	0 0 0		法人税額	17
同上に対する税額(38)+(39)+(40)	7			還付金額	18 外
法人税額計(4)+(5)+(7)	8	0 0		この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額((11)−(17))若しくは((11)−(18))又は((18)−(14))	19 外 0 0
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	9			欠損金又は災害損失金等の当期控除額(別表七(一)「4の計」+(別表七(二)「9」若しくは「21」又は別表七(三)「10」))	20
控除税額(((8)−(9))と(43)のうち少ない金額)	10			翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金(別表七(一)「5の合計」)	21
差引この申告により納付すべき法人税額(8)−(9)−(10)	11	0 0	この修正申告前の申告による場合	欠損金又は災害損失金等の当期控除額	22
				翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	23
法人税額の計算 特例税率の適用がある場合 (1)のうち年800万円相当額以下の金額 800万円×12/12	24	0 0 0		(24)の15%相当額	31
(1)のうち(24)を超え年10億円相当額以下の金額 99,200万円×12/12	25	0 0 0		(25)の19%相当額	32
(1)のうち年10億円相当額を超える金額 (1)−10億円×12/12	26	0 0 0		(26)の22%相当額	33
所得金額(1)(24)+(25)+(26)	27	0 0 0		法人税額(31)+(32)+(33)	34
上記以外の場合 (1)の金額又は800万円×12/12相当額のうち少ない金額	28	0 0 0		(28)の15%相当額	35
(1)のうち年800万円相当額を超える金額(1)−(28)	29	0 0 0		(29)の19%相当額	36
所得金額(1)(28)+(29)	30	0 0 0		法人税額(35)+(36)	37
税額の内訳 土地譲渡 土地譲渡税額(別表三(二)「27」)	38	0	税額の内訳 土地譲渡	土地譲渡税額(別表三(三)「23」)	40 0 0
同上(別表三(二の二)「28」)	39	0			
控除税額の計算 所得税の額(別表六(一)「6の③」)	41			剰余金・利益の配当(剰余金の分配)の金額	46
外国税額(別表六(二)「16」)	42			決算確定の日	平成　年　月　日
計(41)+(42)	43			残余財産の最後の分配又は引渡しの日	平成　年　月　日
控除した金額(10)	44		還付を受けようとする金融機関等	銀行 金庫・組合 農協・漁協 / 本店・支店 出張所 本所・支所 / 預金 / 郵便局名等	
控除しきれなかった金額(43)−(44)	45			口座番号 / ゆうちょ銀行の貯金記号番号 －	
				※税務署処理欄	

法 0301-0102

税理士署名押印	印